

答弁書第十一号

内閣参甲第一一号

昭和二十三年二月三日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員北條秀一君提出在外同胞の所持せる勸業債券及び生命保険に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿参年貳月拾六日

参議院議員北條秀一君提出在外同胞の所持せる勸業債券及び生命保険に関する質問に

対する答弁書

一、勸業債券発行高中外地で募集した金額は、五三、五四九千円である。なお、その内訳は、台湾五一、七一九千円、沖縄一、八一九千円である。

二、金融機関経理應急措置法に於ける指定時たる昭和二十一年八月十日現在に於て判明せる外地契約総額は

件数 一、五九三、一六三

金額 七、七六九、三九三千円

である。また昭和二十二年十月三十一日現在では

件数 一、二〇六、六二七

金額 六、〇一二、八三六千円

となつてゐる。この間の減少

件数	三八六、五三六
----	---------

金額	一、七五六、五五七千円
----	-------------

は保険事故の発生等により処理せられたるものである。

右の保険金額の現償(責任準備金)は、約六億円であり、これについて、保険会社が不当に利益を得ることはない。